六　「特定の船舶」とは、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる特定の船舶に関する役務取引等の規制措置の対象となる船舶の国際海事機関船舶識別番号に関する件（令和八年十月外務省告示第三百二号）に掲げる船舶をいう。

［新設］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から適用する。ただし、第三号の三の規定は、同日より前に締結された契約による債務の履行であって、令和八年十一月一日より前に行われるものについては、適用しない。

○財務省告示第二百六十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件（平成十年三月大蔵省告示第百号）の一部を次のように改正する。

令和八年十月二日　　財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、ロシア連邦の政府その他の関係機関又はロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体に対し行う次に掲げる業務に係る労務又は便益の提供。ただし、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、前号イ又はロに掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するもの及び我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件第九号ただし書に規定する我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの	九　居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、ロシア連邦の政府その他の関係機関又はロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体に対し行う次に掲げる業務に係る労務又は便益の提供。ただし、ロシア連邦の法令に基づき設立された法人その他の団体のうち、前号イ又はロに掲げるいずれかの法人その他の団体に対し提供するもの及び我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの（外国為替令第十八条第三項の規定に基づき、財務大臣の許可を受けなければならない役務取引等を指定する件第八号ただし書に規定する我が国のエネルギー安全保障のため特に必要なもの

として経済産業大臣が指定する役務取引（令和五年経済産業省告示第九十三号）で定めるものに限る。）を除く。

［イ～ニ　略］

［十～十二　略］

十三　居住者が非居住者との間で行う役務取引であって、特定の船舶に関連するもののうち、次に掲げる業務、事業及び事務に係る当該非居住者に対し行う労務又は便益の提供（人命の救助、災害の救援その他非常の事態への対応のため緊急の必要により行う場合を除く。）。

イ　第十号イに掲げる業務

ロ　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第三項に規定する船員職業紹介事業及び同条第十五項に規定する船員派遣事業

ハ　水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第二条第一項に規定する水先及び同法第四十八条第二項に規定する会員のする水先の引受けに関する事務

ニ　造船法（昭和二十五年法律第百二十九号）第五条第一項第一号に規定する鋼製の船舶の製造又は修繕をする事業及び同項第二号に規定する鋼製の船舶以外の船舶で総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上のものの製造又は修繕をする事業並びに小型船造船業法（昭和四十一年法律第百十九号）第三条第一号に規定する小型鋼船造船業、同条第三号に規定する小型鋼船修繕業、同条第四号に規定する木船造船業及び同条第六号に規定する木船修繕業

ホ　保険業法第二条第三十項に規定する損害保険業務及び船主相互保険組合法第二条第三項に規定する損害保険事業に関する業務（船舶保険及び船主責任保険並びにこれらの再保険に関する業務に限る。）

［新設］

［十～十二　同上］